

【解説・補足】

内閣府の統合イノベーション戦略推進会議が令和3年4月27日付けで取りまとめた「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」において、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展に伴い、大量のデータ、高度な計算資源、大規模なネットワークの活用など、研究開発活動の変容が進んでいる。また、研究成果の発表手段の多様化により、オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進みつつある。一方、世界的な出版社による論文発表の寡占が進展するなど、研究成果や研究プロセス全体で得られたデータをビジネスの対象とする動きも見られる。研究データは、我が国のみならず世界にとって重要な知的資産であるといえる。このような状況を踏まえ、知の結合と発展を促し、優れた研究成果とイノベーションを創出していくためには、研究活動における自由と多様性を尊重しつつ、国際的な貢献と国益の双方を考慮に入れた、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用を実行することが我が国として求められる。」と示されている。

本学は、こうした背景を踏まえ、本学の研究者が行う研究活動により収集又は生成された研究データの管理・保存・利活用に関するあり方について、研究データポリシーを策定する。

（定義）

本ポリシーにおける「研究データ」^{※1}は研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報と定義し、研究素材として収集又は生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理して作成された加工データや解析データ等も含む。

※1 「研究データ」

- ・形態としてデジタル・非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含める。
- ・研究データを説明する資料、メタ情報、研究データの収集条件も研究データに含める。
- ・研究成果が有体物の場合、その有体物を説明するために付随するメタ情報が、その有体物と一対を成して研究データとしての管理対象となる。
- ・すでに存在する一次的な研究データを加工・解釈した二次データ、統計解析の結果、当該研究データにかかる数理モデルその他のプログラムも研究データとして取り扱う。その際、その一次的な研究データの信頼性を担保するメタ情報も必要となる。

（原則）

本学は、研究者^{※2}によって収集又は生成された研究データの管理・保存とアクセスする権利を、原則、研究者が有することを認める。ただし、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等（以下「関連諸法令等」という。）により、収集又は生成されたデータの帰属や、研究データの収集・生成時に何等かの制限が課される場合はその限りではなく、注意が必要となる。

※2 「研究者」

- ・ 本学の役員、教職員、学生等を問わず、本学において研究活動を行う全ての者

(管理・保存)

研究分野によって研究データの取り扱いは異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえた上で、関連諸法令等を遵守する必要がある。また、研究データにどのような管理・保存が求められているか等を理解した上で、適切な手順を定め、実行して、研究データの管理・保存^{※3}を推進していく必要がある。

※3 「研究データの管理・保存」

「研究前」「研究中」「研究後」の各フェーズにおける研究者が実施する研究データの管理・保存の例を示す。

「研究前」：研究データマネジメントプランの立案、メタデータ整備等

「研究中」：研究データ管理基盤での研究データの蓄積・管理・共有等

「研究後」：研究データ公開に向けたキュレーション、データの保存・移管等

(利活用)

どのような研究データを蓄積して利活用に結び付けるかは、研究分野の特性を考慮した上で、関連諸法令等を考慮した判断が必要である。研究データの利活用の区分として、個人で利用する非公開のデータ、限定的な関係者で共有するデータ、公開するデータがある。データを破棄せず管理対象とするか、どのような区分で管理・保管・利活用を推進していくかは、研究者が区分する。

(管理・保存及び利活用の支援)

研究者が研究データの管理・保存及び利活用を推進するため、本学は、例えば、下記のような支援を行う。

- ・ 研究データを蓄積・管理・保存・公開するための機関リポジトリや機関データストレージの提供
- ・ 研究データの管理・保存を行うための研究データ管理基盤システム利用環境の提供
- ・ 研究者が実施する研究データの管理・保存全般に対する支援
- ・ 公開する研究データの信頼性を確保し、維持するための仕組みや手続きの整備

(その他)

研究データの管理・利活用のあり方は、社会情勢、社会・経済システム、学術の進展状況の変化により大きな影響を受け、また、関連諸法令の改正なども行われるため、適宜見直しを図ることが必要となる。

本ポリシーは研究データの適切な管理・保存及び利活用を目的としている。研究データのコンプライアンスなどに関しては、本学がすでに定めている規則、例えば下記に示した規則

なども遵守することが必要になる。

- ・ 国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則

https://en3-jg.d1-law.com/muroran-it/dlw_reiki/H427909120032/H427909120032.html